平成２２年（フ）第１９号
島根県簸川郡斐川町大字直江町4646番地　ネオフラッツ305号室
債務者　寺本　芳隆
1　決定年月日時　平成22年３月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月17日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２２年（フ）第２８号
岡山市北区白石西新町10番地119
債務者　髙原　英樹
1　決定年月日時　平成22年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月３日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５０６号
神奈川県藤沢市辻堂太平台２丁目１番15号
債務者　髙橋　幸子
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９２号
神奈川県相模原市中央１丁目10番２号　葉月壱番館203
債務者　甲斐　五月（旧姓小林・大槻・石橋）
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月18日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第９号
和歌山県新宮市千穂１丁目２番50号
債務者　濵中きよ子
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月18日午後１時30分
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２２年（フ）第１６号
島根県江津市二宮町神主ハ41番地25
債務者　柏井　佳子
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月19日午後１時10分
松江地方裁判所浜田支部

平成２２年（フ）第１７号
島根県浜田市日脚町360番地53　県営日脚団地１―123号室
債務者　竹内　直人
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月19日午後１時10分
松江地方裁判所浜田支部

平成２２年（フ）第１８号
島根県浜田市日脚町360番地53　県営日脚団地１―123号室
債務者　竹内　幸子
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月19日午後１時10分
松江地方裁判所浜田支部

平成２１年（フ）第１５１６号
東京都町田市森野２丁目17番５―405号
債務者　辻　　夏江
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月19日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１５号
熊本県八代市上野町3596番地
債務者　鳥井　磯美
1　決定年月日時　平成22年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月19日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２２年（フ）第２９号
沖縄県宜野湾市長田３丁目２番１―202号
債務者　篠原　由香（旧姓岸）
1　決定年月日時　平成22年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月19日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第２６号
北海道上川郡新得町本通北６丁目４番地２
債務者　日置　陽子
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月20日午後１時30分
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第３３号
北海道帯広市西24条南２丁目20番地２
債務者　後藤　貢一
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月20日午後１時30分
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第３８号
北海道帯広市東１条南13丁目17番地　横山ハイツ11号
債務者　小原　光子（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月20日午後１時30分
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第４３号
北海道中川郡幕別町字豊岡５番地の260
債務者　山田富美男
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月20日午後１時30分
釧路地方裁判所帯広支部破産係